

令和8年度シニアスポーツ振興事業実施要項（案）

1 趣旨・目的

この要項は、一般社団法人東京都レクリエーション協会が東京都と締結した協定に基づき、東京都における高齢者のスポーツ実施率の向上を図り、もって、高齢者の健康の維持・増進に寄与することを目的とする「令和8年度シニアスポーツ振興事業」の実施に必要な事項を定める。

2 主催者等

この事業は、東京都（以下「都」という。）、一般社団法人東京都レクリエーション協会（以下、「都レク」という。）及び一般社団法人東京都レクリエーション協会種目団体等（以下、「主管団体」という。）を主催者として実施する。

また、個々の事業の実施にあたり必要と認められる団体を主催者・主管者等に加え実施することができる。

3 実施期間

都レク審査後の事業実施決定日から令和9年1月31日（日）までの間に事業を実施する。

4 対象事業

60歳以上の都民（参加者の概ね2／3以上）を主な対象として実施する、ニュースポーツなどの交流会や体験教室等を対象事業とする。

5 経費

助成金の総額は、1主管団体あたり10万円を上限額とする。

ただし、都レク審査後の事業実施決定日から11月までに実施する事業のうち、屋内実施等暑さ対策を実施する場合、助成金の総額は1主管団体あたり12万円を上限額とする。

6 主管団体の責務

- (1) 主管団体は、本事業の助成金が税金で賄われているものであることに留意し、「令和8年度シニアスポーツ振興事業 事務の手引き（以下、「事務の手引き」という。）」に従って適正に使用しなければならない。
- (2) 主管団体は、スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の遵守状況について、当該ガバナンスコードに係るセルフチェックシートを、都レクに提出し、各主管団体又は都レク等のホームページにて公表しなければならない。
- (3) 主管団体は、「個人情報安全管理水準届出」を都レクに提出しなければならない。
- (4) 主管団体は、助成金を取り扱うに当たり、公金取扱について「公金取扱者設置届出書」、適正な助成金の使用について「確認書」を都レクに提出しなければならない。
- (5) 主管団体は、都と都レクが指定する講習会に必ず参加しなければならない。

7 助成金申請書等の提出

- (1) 主管団体は、「事務の手引き」に定める助成金申請書類等を、都レクの指定する期日までに提出する。
- (2) 主管団体は、事業実施計画書及び収支予算書等の作成にあたり、事業の目的、趣旨に添い適切に立案する。

8 事業の決定及び助成金の交付決定

- (1) 都レクは、前項により提出された助成金申請書等について内容を審査し、本要項及び「事務の手引き」の定め合致すると認められる事業を決定のうえ、主管団体に対して助成金の交付決定を行う。
- (2) 助成金の交付決定に際し、千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 各主管団体は事務の手引き「第8 助成金の支出に関する基準」に則り、適切に執行すること。

9 助成金の概算払

都レクは、前項により決定された助成金について、主管団体に対し概算払いにより支出する。

10 承認事項

交付決定を受けた主管団体は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ都レクの承認を受けなければならない。ただし、次のア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- ア 対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- イ 対象事業の内容を変更しようとするとき。
- ウ 対象事業を中止しようとするとき。

11 事故報告

主管団体は、不測の事態が生じた場合には、速やかにその理由及び状況を都レクに書面により報告しなければならない。

12 交付決定の取消し

- (1) 都レクは、この交付の決定の後において、次の場合には、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
 - ア 主管団体が次のいずれかに該当した場合
 - (ア) 偽りその他不正な手段を用いたとき。
 - (イ) 事業以外の用途に使用したとき。
 - (ウ) 東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における助成金・分担金の受給対象者から除外されることが決定したとき。
 - (エ) その他、都レクが必要と認めたとき。
 - イ 天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (2) (1)アの場合、14の規定により交付すべき額の確定があった後においても、過年度に遡り適用する。
- (3) (1)イの場合、対象事業のうち既に実施した部分については、この限りでない。

13 事業実施報告書等の提出

- (1) 都レクから助成金の交付を受けている主管団体は、事業完了後1か月以内又は都レクが指定する日付のいずれか早い日までに、事業実施報告書、収支決算書及び事業の内容が分かる資料等を都レクに提出すること。
- (2) 都レクは、主管団体から提出された事業実施報告書及び収支決算書等を精査し、「事務の手引き」に定めるところに違反していないか、金額の算定に誤りがないか等を確認し、都に報告する。

14 助成金の額の確定及び精算

- (1) 都レクは事業実施報告書等を精査し、事業及び会計処理が適正に実施され、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、適正と認めた経費等に基づき、額の確定を行い、主管

団体に通知する。

- (2) 主管団体は、額の確定額が概算払額を下回る場合は、その差額を都レクに返還しなければならない。
- (3) 事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により本事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合には、「消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定報告書」により速やかに都レクに報告しなければならない。なお、都レクに報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

15 交付決定取消に伴う助成金の返還等

主管団体は、12の規定によりこの交付の決定を取り消された場合において、既にその額を超えて交付されているときは、遅滞なく期限内にこれを返還すること。

16 違約加算金及び延滞金

- (1) 都レクが12(1)アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、主管団体に返還を命じた場合においては、都レクは主管団体にその命令に係る助成金の受領の日から納付するまでの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。
- (2) 都レクが12の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、主管団体に返還を命じた場合で、主管団体がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (3) 主管団体は、16(1)の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

17 助成金申請の一時停止等

都レクは、12(1)アに基づき交付決定の取消しを行ったときは、当該主管団体に対し、当該処分を行った年度の翌年度から5年以内で、当事業及び都が別に指定する東京都スポーツ推進本部実施のスポーツ関連事業における助成金・分担金の受給対象者から除外することができる。

18 主催者名、主管者名、事業名称等の取扱い

- (1) この事業の実施にあたっては、事業の名称の外「令和8年度シニアスポーツ振興事業」を副題として用いるものとする。
- (2) この事業の実施会場には、主催者、主管団体、事業の名称、(1)の副題を明示した掲示物を設置しなければならない。
- (3) この事業の実施にあたり用いる、広報、参加者募集、要項、実施次第等の印刷物等には、主催者、主管団体、事業の名称、(1)の副題を明示するものとする。
- (4) (2)の掲示物と実施状況を撮影した写真及び、(3)の印刷物を、事業実施報告書に添付、またはデータを提出しなければならない。

19 事務処理の基本的事項

- (1) 主管団体は、本事業に係る収入及び支出については、主管団体の定めるところにより、予算に計上する。また、事業の内容を明らかにした帳簿を備え、支出を証明する書類を整備するとともに他の経費と区別して会計管理しなければならない。

- (2) 都レク及び主管団体は、本事業に関する書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の始めから起算して5年間保存すること。
- (3) 都及び都レクは、主管団体に対象事業の遂行状況に関する報告書等の提出を求めることや各種検査を実施することに加え、必要に応じて実地調査等を行う。主管団体は、実地調査等に協力することとする。

20 個人情報の取扱い

- (1) 都レク及び主管団体が本事業実施にかかる業務により取得した個人情報(以下「取得個人情報」という。)は、各々が保有する個人情報とする。
- (2) 都レク及び主管団体は、各々が保有する取得個人情報を、相互に共同して利用する場合、共同して利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的、及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人(当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。)が知ることができるよう措置する。
- (3) 都レク及び主管団体は、各々が保有する取得個人情報及び前項の規定により共同して利用する取得個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- (4) 主管団体は、保有する取得個人情報について、関係法令等を遵守し、適切に管理する体制があることを疎明する資料として、「個人情報安全管理水準届出」を都レクに提出しなければならない。
- (5) 都レク及び主管団体の一方が、他方の保有する取得個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した取得個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該都レク及び主管団体に文書で報告する。
- (6) 都レク及び主管団体は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。
- (7) 都レク及び主管団体の故意・過失により事故が生じた場合は、都レクは、都に速やかに報告するとともに、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

21 その他

本要項に定めのない事項及び本要項の解釈に疑義が生じた場合については、その都度、都と都レクが協議してこれを決定する。